

きららにじぐみ  
(児童発達支援・放課後等デイサービス)  
自己評価結果について

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所においては、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)の改正により、事業所は自己評価結果等の公表が義務付けられています。

つきましては、保護者等による事業所評価と職員による事業所の支援の評価を踏まえ、事業所全体としての評価結果をまとめ、改善を図っていきます。

**保護者等にご記入いただいた評価表の提出方法**

提出用の封筒に入れ、  
きららおひさまこども園 意見箱(きららおひさまこども園玄関)  
きららにじぐみ 評価表回収箱(きららにじぐみ玄関)  
きららおひさまこども園事務室に提出

**配布・回収期間**

平成31年 1月 7日(月) ～ 平成31年 1月21日(月)

**対象者・回収状況**

|                 | きららにじぐみ             |
|-----------------|---------------------|
| 児童発達支援<br>(保護者) | 27名<br>18名提出(66.6%) |
| 放課後等デイ<br>(保護者) | 11名<br>7名提出(63.6%)  |
| 児童発達支援<br>(職員)  | 4名<br>4名提出(100%)    |
| 放課後等デイ<br>(職員)  | 4名<br>4名提出(100%)    |

※( )内は、回収率

**評価結果表**

別紙資料のとおり(きららにじぐみ)

- 保護者等向け・児童発達支援評価表
- 保護者等向け・放課後等デイサービス評価表
- 事業所職員向け・児童発達支援評価
- 事業所職員向け・放課後等デイ評価

## 評価から見える課題と対応

### ＜児童発達支援＞

#### ◎職員の配置数や専門性は適切であるか、との評価について

職員の配置数について、基準上では十分満たしています。が、様々なニーズを受け止めながら支援を進めていく上では、十分ではない場面もあるのかもしれません。

また、医療職の配置についても要望として上がっており、今後は事業所内で必要性を検討してまいりたいと考えています。まずは、保護者の方々と職員との「顔の見える関係作り」を強化し、職員紹介を分かりやすく掲示し、職員の変更等があった場合は速やかにお知らせしていきます。

#### ◎保護者に対して家族支援プログラムが行われているか、保護者会等の開催や保護者同士の連携の支援が行われているか、との評価について

毎年、年に数回保護者同士の懇談を兼ねて「茶話会」を開催しています。が、計画通りに開催することができずに、終わってしまう年もありました。今後は年間計画を立て開催していきます。

また、茶話会の内容や開催日時についても工夫が必要と思われます。家族支援につながる内容や子育てのヒントにつながる内容等も十分に考慮していきます。

#### ◎保護者様との情報共有・コミュニケーション不足、定期的な面談や助言等について

事業所や保護者間の情報交換の場としての「茶話会」を開催していきます。

個別支援計画の説明やモニタリングの面談については、計画的に時間を設定するよう対応していきますし、日頃から、声を掛けやすい雰囲気づくりを心がけていきます。

また、日々の子育てについての相談は、きららおひさまこども園内で【利用者支援事業】が行われており、子育て全般に対する相談が可能となっています。

### ＜児童発達支援＞＜放課後等デイサービス＞共通

#### ◎緊急時の対応や災害等に備えた訓練が行われているかについて

緊急時の対応や災害時の訓練は重要なことと捉えており、定期的に訓練を行わなければなりません。

保護者の方々にそれらの情報が行き届いていなく、実施しているかどうか不明な点であったと思います。

今後は訓練等を実施した際は、活動内容として連絡帳等でお知らせしていきます。

\* 今回の自己評価結果を基に対応策をしっかりと実施し、改善に向け取り組んでまいります。

社会福祉法人吉田福祉会  
児童発達支援・放課後等デイサービス  
きららにじぐみ 担当：前山千恵子